

☆ 知って得する情報(第17回)

：雇用保険からの給付

雇用保険は、一般的に「失業保険」と理解されている方が多いと思いますが、雇用保険からお金が給付されるのは失業した時だけではありません。例えば、育児休業や介護休業を取る人のための「育児休業給付金」「介護休業給付金」。育児・介護休業法は育児や介護で労働者が休むことは認めていても、休み中の生活費までは保証していません。そこで、雇用保険からお金が給付されています。定年退職後に再雇用する会社でも、給与が下がることが多いと思います。

雇用保険には、減った給与の一部を補う「高年齢雇用継続給付金」があります。働き手が少なくなる中、「給料が下がるならやめてしまおう」という人を減らし、長く働いてもらうのが狙いです。失業した人の就職を促す「再就職手当」もあります。まだ失業保険がもらえるうちに、新しい会社で働くのはもったいない気がします。そこで失業保険を残して就職した人に、給付しきれなかった分に応じたお金を給付する仕組みです。

「失業保険をもらえる期間は働かない方が得」というのは誤解です。以前の賃金より低い場合に差額を埋める「就業促進定着手当」や、スキルアップしたい人が勉強費用に充てられる「教育訓練給付金」もあります。

ちなみに、失業保険と呼ばれる給付は雇用保険の根底ということで、法律上は、「基本手当」といいます。65歳以上は「高年齢者求職者給付金」が失業保険に当たります。